

# がんじゅう倶楽部

～まじゅんらんどは指定運動療法施設です～

高血圧症・メタボ・腰痛等で病院へ通われている方が治療を目的に  
医師の指示により運動を行うと、施設利用料金が医療費控除の対象となります。



★医療費控除とは1年間(1月～12月)で個人負担した医療費が10万円を超える場合、確定申告の際に医療費控除として一部が返還される制度です。

## 《利用料金を医療費控除として申請できる条件》

- ①医師による運動処方箋を交付されており治療目的で利用している
- ②おおむね週1回以上、8週以上にわたって利用している
- ③定期的に担当スタッフから指導を受けている
- ④1回あたりの利用料が5,000円以下である

## がんじゅう倶楽部回数券：月10回券…12,600円

週1回(月4回)の実践運動指導者による個別レッスンと、

個々の症状に合わせた月6回のオリジナル

メニュートレーニングを行います。

無理なく楽しく自分のペースに合わせて取り組みましょう！

(例)高血圧症治療の目的で6カ月間利用した場合

12,600円 ÷ 10回 = 1,260円(1回あたり)

12,600円 × 6カ月 = **75,600円**

**75,600円**を医療費として申告できます。

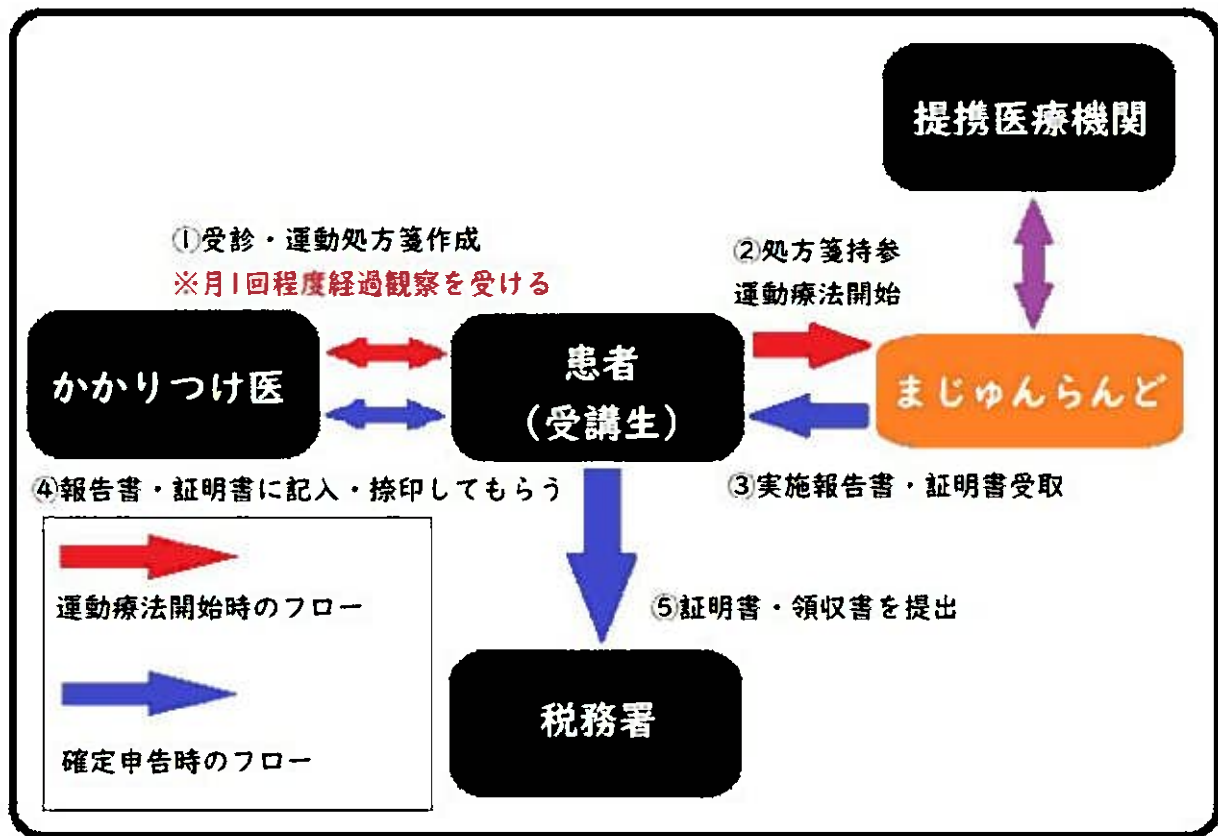


まじゅんらんど：098-942-4132

## 医療費控除とは

1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費が、10万円(総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%)を超えた場合に受けられる控除制度。生計を一にする家族の医療費をまとめて申告できるため、家族の医療費がこの額を超えているかの確認が必要です。まじゅんらんどにて支払った対象講座(がんじゅう倶楽部)の受講料が医療費控除の対象として、1年間に支払った医療費と合わせて控除申請することができます。

## 医療費控除の手順



- ①受診時、かかりつけ医に運動療法処方箋を作成してもらう。※要作成料
- ②処方箋を持ってまじゅんらんどに来館。がんじゅう倶楽部にてトレーニング実施。
- ③確定申告に必要な報告書と証明書を受け取る。
- ④かかりつけ医に報告書と証明書を提出。医師に記入と捺印をしてもらう。
- ⑤確定申告を行う際に、年間の受講料の領収書と証明書を税務署に提出する。